

障害者スポーツ活動に対する激励金の交付及び表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市を代表して全国規模以上の大会に参加する障害者等に激励金を交付するとともに、優秀な成績を収めた場合にその功績をたたえ表彰することにより、障害者スポーツの普及、振興を図るとともに、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(交付対象等)

第2条 激励金は、市内に住所を有する者又は市内の学校に通学する者（当該学校の代表として出場する場合に限る。）が、全国大会（全国障害者スポーツ大会を除く。以下同じ。）又は国際大会に出場する場合に交付する。

2 激励金の額等は、次の表のとおりとする。

出場する大会		金額等	
全国大会		団体種目で1チーム10人以上	1チームにつき30,000円
		それ以外	1人につき3,000円
国際大会	世界大会	パラリンピック種目	1人につき50,000円
		それ以外	1人につき25,000円
	アジア大会	パラリンピック種目	1人につき20,000円
		それ以外	1人につき10,000円

(併給の調整)

第3条 激励金は、前条の表に掲げる対象者（以下、対象者という。）が、国、県、市町村又は他の団体から、同一の目的により金銭の交付を受けた場合、交付しないことができる。

(申請等)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、大会の出場が決定したときは、障害者スポーツ活動に対する激励金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 激励金の交付を受けた者は、交付後速やかに障害者スポーツ活動に対する激励金受領証（第2号様式）を市長に提出するものとする。

3 激励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに大会出場報告書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(表彰)

第5条 市長は、優秀な成績を収めたと認める対象者に対して、表彰することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 障害者スポーツ活動に対する激励金の交付及び表彰に関する要綱（平成18年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所(所在地)
氏名(団体名及び代表者氏名) 印

障害者スポーツ活動に対する激励金の交付申請書

下記の大会への出場が決定しましたので、激励金を交付されたく申請します。

記

1 大会名

2 開催地 都道府県 市町村

3 大会期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 会場

5 出場種目

添付書類

(1) 出場する大会の要綱

(2) 交付の対象である大会に出場することを証する書類(写し可)

第2号様式(第4条関係)

障害者スポーツ活動に対する激励金受領証

記

1 大会名等

2 激励金の額 金 _____ 円
(障害者スポーツ活動に対する激励金として)

上記金額について、確かに受領しました。

(あて先) 浜松市長

1 受領年月日 _____ 年 月 日

2 住所(所在地)

3 氏名(団体名及び団体者氏名) _____ 印

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

報告者 住所(所在地)
氏名(団体名及び代表者氏名) 印

大会出場報告書

激励金をいただいた大会の結果について下記のとおり報告します。

記

1 大会名

2 開催地 都道府県 市町村

3 大会期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 会場

5 出場種目

6 成績(成績を証する書類がある場合には添付。写し可。)

7 大会参加の感想

8 その他